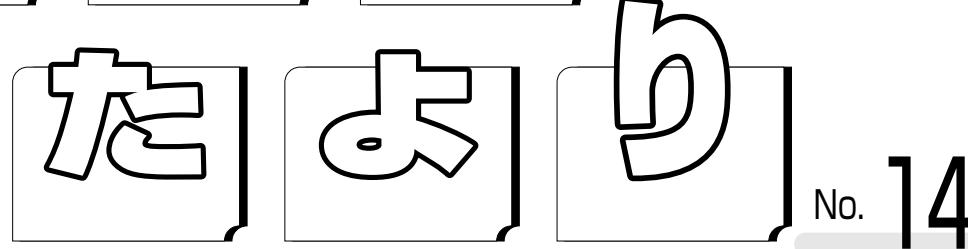


編集：日本弁護士連合会  
国際室  
03(3580)9741



## 20周年を迎えた大韓弁協との交流会

### 可視化や法科大学院について議論

1987年に北山六郎会長(当時)が韓国を訪問したのを皮切りとする、当連合会と大韓弁護士協会との定期交流会が、今年で20回目を迎え、去る9月1日・2日の二日間、大韓弁協のチョン・ギフン会長以下21名が来日して盛大に行われた。

当初は、特定のテーマを設けず、相互の執行部同士の懇談や懇親が中心だったが、第10回(1996年、鬼追明夫会長)の時に、①法曹人口と法曹養成問題②法律扶助事業の現状と展望をテーマとする意見交換会を開催して以来、毎年テーマを決めて意見交換をするようになり、現在に至っている。

韓国では、政府から独立した国内人権機関(韓国国家人権委員会)がすでに設立されて活発に活動しており、当連合会の政府から独立した人権救済機関の設立に関するWGが調査等を行っている。また、取調べの可視化もわが国に先立ってすでに実施されており、その調査結果は、今年9月福岡での国選シンポで発表された。他方、韓国では、現在、法科大学院制度を導入するかどうか議論をしている段階で、わが国の経験から良い面・悪い面双方を学ぶべく、昨年大韓弁協事務総長が来日調査された。また、韓国には未だいわゆる外弁制度がなく、外国弁護士の活動が認められていないが、韓国政府は現在外弁法案を準備中だとのことであり、わが国の制度に強



チョン・ギフン協会長(左)と平山正剛会長(右)

い関心を持っている。

このような状況の中、今年の意見交換会のテーマには、①取調べの可視化、②外国法事務弁護士の規制と取扱、③法科大学院制度が選ばれ、大韓弁協代表団は、意見交換会の前日、東京で国際業務を取り扱う事務所3カ所と、早稲田大学法科大学院を訪問し、事前準備をした上で臨んだ。

韓国における取調べの録画・録音は、わが国とは異なり、被告人の供述調書の証拠能力に関する裁判所の画期的な判決がきっかけとなって始まった。すなわち、韓国の大法院(最高裁)は、2004年12月、被告人の供述調書について、被告人が公判廷でその内

	開催年	日弁連会長	開催地	意見交換テーマ
第10回	1996年(H8)	鬼追明夫	日本	①法曹人口と法曹養成問題 ②法律扶助事業の現状と展望
第11回	1997年(H9)	鬼追明夫	韓国	①司法試験と法曹養成 ②法的サービスの自由化
第12回	1998年(H10)	小堀樹	日本	①外国弁護士問題—三極法曹会議について ②法務法人の現状と問題点
第13回	1999年(H11)	小堀樹	韓国	司法制度改革問題
第14回	2000年(H12)	久保井一匡	日本	①韓国の司法制度改革 ②日本の外弁問題
第15回	2001年(H13)	久保井一匡	韓国	①韓国の公益活動義務化問題 ②韓国の強制加入問題 ③日本の法人化問題 ④日本の法律事務職規制緩和問題
第16回	2002年(H14)	本林徹	日本	①法曹人口・法曹養成問題 ②腐敗防止のための弁護士の役割 ③ゲートキーパー問題
第17回	2003年(H15)	本林徹	韓国	①裁判員制度 ②法官任用方法の多様化
第18回	2004年(H16)	梶谷剛	日本	第1セッション(ロースクール) 第2セッション(自由討論)①両国における司法制度改革について(市民の裁判参加、弁護士倫理向上のための措置、捜査手続きの適正化に向けた運動、司法修正の給費制の存否について)②今後の両弁護士会の交流について
第19回	2005年(H17)	梶谷剛	韓国	①刑事訴訟法改正 ②商法の改正 ③弁護士の大幅増員
第20回	2006年(H18)	平山正剛	日本	①取調べの可視化 ②外国法事務弁護士の規制と取扱い ③法科大学院制度

容を否定した場合には、検察側において被告人の供述どおりに記載されている旨立証しないと証拠能力が認められないとの判断を示し、その後、検察側が、これを立証するための手段として、被告人の取調べ過程の録画・録音を行うようになったとのことで、現在、これを制度化するため、刑事訴訟法の改正が行われようとしている。なお、韓国では、別の判決がきっかけとなって、弁護士の取調べの立ち会いも認められている。韓国での取調べ室の写真には、被疑者席の隣にちゃんと弁護人席が設けられおり、わが国とのあまりの格差に少からずショックを受けた。

現在、靖国神社参拝問題や竹島領有権問題などで、政府レベルでの両国の関係は良好とは言えない状況にあるが、両国の弁護士会同士が、政治の影響を感じさせることなく、太く確かな交流を20年も続けていていることを誇りに思うと同時に、これまで多大な尽力をされた先人の方々に感謝したいと感じた。今年11月には、九弁連・熊本県弁護士会との共催で、わが国と韓国との間の地方単位会同士の交流会が、熊本市において開催される。わが国と韓国の弁護士会同士の交流が、より強く、実質的になっていくことを期待する。

(外山)

## 第17回 POLA開催される

第17回アジア弁護士会会長会議(POLA)が、2006年8月24・25日の2日間、シンガポールで開催され、「法改正における弁護士の役割」、及び、「法律扶助とプロボノにおける弁護士の役割」の2つのテーマについて、それぞれ各国の制度・弁護士会の活動の報告と意見交換が行われた。日弁連からは、平山正剛会長、国際交流担当の吉岡桂輔副会長、出井直樹事務次長、当職、及び、奈良田有子国際課職員の5名が参加した。平山会長からは、日本では内閣提出法案が多い中で日弁連が活発に法改正に対する意見表明や議員への働きかけ等の活動を行っていることを敗訴者負担法案を廃案に追い込んだ具体例を挙げながら報告し、併せて、強制加入団体である日弁連の政治的中立を維持するため、日本弁護士連盟が日弁連と議員との橋渡しを果たしてきたことを紹介した。吉岡副会長は日本司法支援センターの発足について報告を行ったほか、プロボノ活動を義務化している弁護士会があることを紹介したところ、高い関心が寄せられていた。その他、法改正における弁護士の役割に関連して、アジアの各国にお

けるマネーロンダリング立法の動向の状況が報告された。今回は、参加弁護士会の数が多く、18ヶ国19団体(うち、ブルネイ、フィジーの弁護士会は初参加)、国際法曹協会・ローエイシアなどオブザーバー参加の4団体、合計4団体が参加し、アジア地域の弁護士会執行部同士の交流・情報交換の場として大変意義ある機会となった。

(大谷)

## POLAに参加して 吉岡 桂輔 副会長

会議の合間に見学したシンガポール最高裁判所の建物は、宇宙船が屋上に着陸したような形の新築の建物で、IT(コンピュータ)化が進んでいるのに驚かされた。受付窓口の書類の提出等すべて電子化されており、弁護士事務所から裁判所に足を運ばなくて受付がなされるシステムである。見学した刑事用法廷も液晶の大きなモニター画面が設置され、当事者の机にはパソコンを持ち込んでその画面に写しながら進行できるようになっている。したがって、証拠物も、現物をそのまま当事者が持ち込んで、拡大、投影して関係者が同時に見ることができる。いわゆる写真化など不要。さらに、関係者の証言はす



シンガポールローソサエティの会長・副会長と日弁連代表団

べて地下の特別室で一元的に管理し、各法廷の様子をモニターでき、技術者がすべてデジタル録音している。速記官が法廷にいなくてもすべて自動的に記録されるのには驚かされた。このデジタル記録は審理に大いに役立ちそうである。

国際会議は初めてであったが、各国のテーマごとの取り組みは大いに参考になり、よい経験の機会を得られたことに感謝するとともに、今まさに発展しつつあるアジア諸国の勢いと参加弁護士の熱意とレベルの高さに刺激を受けた。

# IBA 2006シカゴ大会

国際法曹協会 (International Bar Association: IBA) 2006シカゴ大会が、9月18日から22日までアメリカ合衆国、シカゴで開催され、日弁連から、川村明理事、吉川精一理事代理を含む総勢10名が参加した。日弁連代表団の中には、実務部門、公益及び専門職利益部門の理事や委員、人権協会の評議員、事務次長などを務める会員もあり、開会式のスピーチや理事会での会務報告の中で、しばしば日弁連が言及されるなど、アジアからの参加者が少ないIBA大会での日弁連の存在感は大きい。今年のIBA大会は、大会に先立ちIBAと米国法曹協会(ABA)が共催で2日間の「法と支配」シンポジウムが開催され、大会の開会式ではニート会長(英国)が「法の支配」の観点からグアンタナモ問題について米国政府を批判し、また、大会初日の目玉となるセッションが「経済と法の支配」をテーマとするなど、会長が熱心に推進してきた「法の支配」キャンペーンがIBAのスローガンとして定着してきた印象を受けた。IBAは、「法の支配」キャンペーン活動として、各国首脳にIBAの「法の支配」決議を支持するよう書簡を送り、また、加盟法曹団体に対しても同様の要請を自国の首脳宛に行い会員にも奨励するよう呼びかけるなどしてきたほか、より具体的な活動としては、法制度の整備や独立した司法・弁護士会の確立

## 日弁連IBA理事が初の東アジア出身事務総長に

や強化のために他国の弁護士から支援を受けるニーズの情報と、そうした支援を提供したいという弁護士に関する情報を集め、結びつけることを目指しているという。大会中に行われた理事会では、現副会長ポンボ氏(スペイン)が次期会長に選出されたが、今後、新会長の下で、「法の支配」キャンペーンがさらに具体化され進展していくのか注目される。また、今大会では、IBAの公益及び専門職利益部門の中に2年前に新しく設置された弁護士会問題評議会が川村明初代常任議長のリーダーシップの下で着実に活動の成果をあげ大きな存在感を示すに至ったことが実感された。同委員会は、個人会員を中心を占めるようになったIBAが、弁護士会にとって重要な問題を世界中の弁護士会が集まり討議するフォーラムとして活力を取り戻すことを目指して設立され、第1回バー・リーダーズ会議の開催(今年5月、ロンドン)やIBA倫理規程の改訂作業、世界の弁護士会の懲戒制度の実態調査といった活動を行ってきた。今大会中には、同委員会の呼びかけで、各弁護士会の事務局スタッフ同士が情報交換やネットワークを推進するための実務的な非公式会合も開かれた。今後、同委員会の活動がより充実してくれれば、IBAを通じての弁護士会相互のより緊密かつ実務的な連携が強まり、弁護士制度問題について国際基

準・国際世論が形成されていく可能性もある。さて、今年の理事会では、会長は唯一の候補が無投票で選出されたが、副会長及び事務総長選挙については約40年ぶりと言われる投票での選出となり、川村明理事が事務総長に選出された。IBA60年の歴史の中で会長・副会長・事務総長の三役に東アジアから選出されるのは初めてのことである。2007年IBA大会は来年10月にシンガポールで開催される。アジア出身の事務総長を執行部に迎えアジアで開催される2007年シンガポール大会には、日本からも大勢参加して大会を盛り上げたい。特に、若手弁護士にとっては、世界中から3000人の弁護士が集まるIBA大会に参加することは、世界の息吹を肌で感じ刺激を受けるまたとない機会である。今後、国際室からも情報提供に努めるので、若手弁護士のための大会登録費免除等の奨学金制度を活用するなどして、是非積極的に参加していただきたい。

(国際室室長 大谷美紀子)

## 新しい英文パンフレットが完成しました!

新しい英文パンフレットが完成しました。平山会長からのメッセージ、日弁連やその活動、日本の司法制度や弁護士制度の紹介のほか、日本司法支援センター(法テラス)の創設を含む司法改革の動向も盛り込んでいます。手軽にお配りいただけるよう、以前のものより少しスリム化していますので、日弁連及び各弁護士会等でご活用ください。なお、英文パンフレットについてのお問い合わせ、ご意見は、日弁連国際課まで(03-3580-9741)。



## ABA年次大会

### 依頼者の秘匿特権について白熱の討論

2006年8月3日から7日にかけてホノルルで米国法曹協会(ABA)の年次総会が開催され、日弁連からは吉川精一国際活動に関する協議会議長、出井直樹事務次長が代表として参加された。日弁連は、昨年12月、東京にて人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議を共催するなど、ABAとの連携を深めている。この会議に出席されたABAグレコ会長の発案により、日弁連とABAとの間で友好協定を締結する話も進んでいる。

年次総会は、ABAの会員である米国弁護士のための継続研修プログラムを多数用意している。米国では依頼者の秘匿特権( attorney-client privilege )の放棄が問題となっている。訴訟法部会、刑事法部会、ビジネス法部会がそれぞれこのテーマを取り上げており、関心の高さが伺われる。米国企業は、コンプライアンス意識が高まり、自社内で違法の疑いがあると弁護士を起用して内部調査を行うようになった。ところが、捜査機関がホワイトカラー犯罪を摘

発する際、秘匿特権を放棄させ、内部調査の結果を開示するよう求める傾向にある。政府は、限られた人員で捜査するためには企業の内部調査の結果を共有するのが効率的という。しかし、結果が政府に洩れると予想されると企業が内部調査をやらなくなると懸念される。討論には司法省の検察官も参加し、効率的な検査とデュー・プロセスのバランスという論点が浮かび上がった。このテーマは海外でも波紋を呼んでおり、英国の有力紙フィナンシャル・タイムズは、9月12日の社説で「企業側にとって、複雑な法令を遵守するには弁護士のアドバイスが不可欠だ。話す内容が政府に伝わるのをおそれ、弁護士と相談できなければ、法令遵守の気持ちそのものを失う」と懸念している。この懸念は、ゲートキーパー規制(弁護士による依頼者密告制度)に共通する。日本の弁護士も注意をもって見守る必要があるだろう。

(片山)

## 2006年5月～9月

### 表敬訪問・懇談

#### 5月18日 国連人権委員会特別報告者

ドウドウ・ディエン現代的形態の人種主義・人種差別・外国人嫌悪及び関連する不寛容に関する国連特別報告者が日弁連を訪問し、平山会長、伊藤副会長、人権擁護委員会、国際人権問題委員会、国際室と入管法改正、人種差別禁止法制定の動きについて懇談した。

#### 6月8日 香港大学法学協会

香港大学の法学協会学生25名が日弁連を訪問し、

国際室から日弁連の概要等を説明した後、日本の司法制度一般に関する質疑応答が行なわれた。

#### 7月6日 大韓民国判事

韓国の裁判官5名が日弁連を訪問した。吉岡副会長からの歓迎の挨拶の後、国際室から日弁連の概要等を説明し、外弁制度や法科大学院制度等について意見交換した。

#### 8月30日 アジア法学生協会

シンガポール、タイ、香港、日本等の法学部の学生で構成されているアジア法学生協会の25名が日弁

連を訪問した。国際室から司法制度全般についての説明があった後、国際人権等についての質疑応答が行なわれた。

#### 9月5日 英国法曹協会前会長

英国法曹協会前会長ケヴィン・マーティン氏が、平山会長を表敬訪問し、いわゆるゲートキーパー問題等について懇談した。

#### 9月11日 北京市律師協会

北京市律師協会代表団10名が、平山会長を表敬訪問した。国際室から、日弁連の概要について説明があった後、弁護士会の代表制度等について質疑応答が行なわれた。